

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	市内の災害用wifiの設置について	2024年8月31日にさいたまスーパーアリーナで行われたアニメソング専門音楽フェスアニサマというイベントがありました。休憩時間中に当時台風10号が日本に接近していたのでそれに関する情報を収集しようとスマホで天気予報サイトにアクセスしましたが回線が混雑して天気予報サイトやツイッターなどにアクセスできず、もし、阪神大震災や東日本大震災のような大規模な災害がイベント会場で起きた時スマホで、災害情報や安否情報を見るのが困難になるのではないかと思います。 そこで提案ですが、吹田市内の災害時の避難所としてよく使われる公立学校やイベント会場として使われるホールやスポーツ競技場など公共施設に災害用wifiの設置義務化してほしいです。	市内の避難所に指定されている施設につきましては、公衆Wi-Fiを整備しております。 その他公共施設におきましても吹田市公衆無線 LAN(Wi-Fi)整備方針に基づき、対象施設に公衆Wi-Fiを整備しております。	危機管理室	R6.11.13	R6.12.2
2	市報すいたの掲載について	申し訳ないですが、担当の方が理解できていないのか、私の質問に答えていただけですと回答書に記載がありますが、私が知りたい回答ではないから複数回のやり取りになっているのです。 今回の回答も含め、担当の方は全体の流れが見えてなく1つの事しかみえていないのか、明確な回答がないからはぐらかしているのかそのような感じがします。 スポーツ推進計画の基本目標に沿っては理解しています。例えば今回のゴルフ大会は市への貢献度などのスポーツ振興についてどのように数値化したのかまた今回市民が参加することによりスポーツ振興に繋がるかなど、どのように総合的に判断されたのか、また明確な基準などの内容を聞いているのです。 また市報の掲載についての「市民を招待したら市報に掲載してもらえるのか」は、市民招待等の企画があるものや無料招待いただくことで基本目標2の考えにあっていることから掲載していると市から回答を頂いていることから確認のため聞いていますが回答は間違えてないですよ。 頂いた回答 ①市報は、事業の内容や目的、スポーツ振興の寄与度などを総合的に判断し、様々な競技の市民招待事業などを掲載しているところです。 ②吹田市民をゴルフ観戦に無料招待いただくことで、スポーツ推進計画の基本目標2であるスポーツの魅力に触れることができる環境づくりに資するものであることから市報に掲載したものです。 ③プロスポーツやアマチュア大会のみならず、市民招待等の企画があるものについては、事業内容を検討の上、市報すいたへ掲載しております。	市報には市政情報など、市民の暮らしに関わる情報を載せております。その情報は多岐にわたりますが、紙面スペースにも限りがあるため、その都度、総合的に判断しております。 総合的に判断した基準は、令和6年11月13日付け6吹都魅文第1307号で回答した通りです。 この一つの大会について、スポーツ振興に対する貢献度を数値で表すことは難しいと認識しておりますが、今回のゴルフ大会の市民無料招待のように様々な競技やアスリートチームの交流を促進することで、スポーツ推進計画の数値目標【みる】4スポーツを直接現地で観戦した市民の割合の向上にも寄与していることから市報すいたに掲載したものです。	文化スポーツ推進室	R6.11.20	R6.12.2

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	B59。市HPの「観光・レジャー(吹田おでかけInfo)」サイトの不表示について	1) 吹田おでかけInfo(外部リンク)をクリックしても、何も表示されません。 ⇒速やかに対処願う。 ※吹田市に秋の観光で来ようと考えておられた方に、吹田市のイメージダウンと考えられます。11月8日時点で不表示でした。 ⇒添付画像B59。観光・レジャーのサイト 2) 吹田市情報発信プラザ(Inforestすいた)(令和6年10月末閉鎖) ⇒閉鎖について、観光のサイト内で表記をされていますが、平成27(2015)年の開所以来10年ほどになり、市民の皆様閉鎖の周知の為に、市HPの新着情報に掲載をされるべきと思います。 ※第4次総合計画のワークショップでは、責任者の方が思いを語っておられました。 3) 市HPの“観光・レジャー”のサイトには、現在、すいたフェスタと吹田まつり50周年の2つの項目しか有りません。 ⇒4月29日に、「千里万博記念公園」、「国立民族学博物館(今年は50周年)」の項目の追加を要望しましたが、市の回答は「今後のホームページ作成の参考とさせていただきます」。 ⇒来年の関西万博開催を控えて、大阪府外の国民、外国の方々の来園・来館案内として必要。併せて外国人対応としての多言語対応も必要かと思います。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 外部ホームページ「吹田おでかけInfo」のリンクにつきましては、令和6年11月27日に削除いたしました。 2)について 吹田市情報発信プラザ(Inforestすいた)の閉鎖に係る周知につきましては、ららぽーとEXPOCITYにおける店舗閉鎖の告知時期と合わせたため、令和6年8月13日の更新により本市ホームページ上での周知を行うとともに、同日の新着情報に掲載いたしました。 3)について 市HPの「観光・レジャー」の項目に係るご提案は、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。	シティプロモーション推進室	R6.11.22	R6.12.2
4	福娘は副業にあたらないのか？	大阪府吹田市の公務員〇〇さんは、吹田市の職員さんですか？ 公務員は副業禁止ではないのでしょうか。 福娘は奉仕のお金がいただけるはずですが、副業にはあたらないのでしょうか？	本市の職員には、〇〇という者はありません。 また、所属している官公庁で福娘についてどのような整理をされているか分かりかねるため、副業に当たるかどうかについては吹田市ではお答えいたしかねます。	人事室	R6.12.2	R6.12.4
5	高野公園内にある危険な階段の修繕についてのお願い	高野公園のブランコがあるところから、玉川学園高野公園保育園へ向かうときにある階段の修繕ありがとうございました。 この階段は非常に危険であったため、子どもたちもとても喜んでいました。 今回、幅の狭いほうを修繕していただきましたが、幅の広い側の階段も今後修繕予定でしょうか。 保育園の行き来に使用する幼い子どもも多いので、幅の狭い方の階段と同様に幅の広い側の階段も早急に修繕していただきたいです。	高野公園の階段につきましては、片側ではありますが手摺がある方の階段を補修させていただきました。もう片側もとのご意見いただきましたが、市内には500箇所以上公園等があり、限られた予算で維持管理しております。施設の老朽化も進む中、高野公園以外にも補修要望は多いため、全てを実施することは難しく、優先順位の高いものから実施しております。 この度補修させていただきましたところを、安全に通行していただきますようお願い申し上げます。	公園みどり室	R6.12.2	R6.12.5

令和6年度（2024年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	公園の安全管理について	先日、子どもが千里南公園で釘(3センチ程)を踏み、靴底を貫通して足に刺さりました。1センチほど足に刺さったようで酷く痛み、一時出血も多く認められた為休日急病に行き抗生剤を処方されました。 その釘は、植栽の土の崩れ防止用の板の固定に使用されていた物で、板と共に釘の先端が真上になった状態で落ちていました。以前から他の公園(さざんか公園や紫金山公園等)でも同様に板が外れ釘が露出しているのを複数確認しており、危険を感じ近寄らない様注意しておりましたが、今回は落ち葉で板や釘が見辛く踏んでしまった様です。 子どもやお年寄りを含む多数の人が利用する公園の、人が歩くような場所の安全管理がしっかり為されていない事が非常に残念です。早急な対策を望みます。	この度はお子様が負傷されたことに対し、深くお詫びを申し上げ、心よりお見舞いを申し上げます。また、ご家族の皆様にも多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。 千里南公園内の板柵につきましては、点検を実施し、取り急ぎ、釘が飛び出ていたものや、朽ちて倒れていたものは補修や撤去を実施いたしました。 安全安心に利用できる公園を目指し維持管理に努めておりますが、今後、施設の安全点検を含め適切な維持管理により一層努めてまいります。 また何かお気づきの点がございましたら、ご連絡いただきたく存じます。 改めて、この度の事故によりご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。	公園みどり室	R6.12.3	R6.12.5
7	B52-3。「全国のマイコプラズマ肺炎患者が過去最多更新(警報レベル)報道」について	10/16及び11/11に投稿。11/18に市から回答を頂きましたが、疑問点、提言。 1-1)[前回投稿(再掲)]:掲出月日が、10月23日ですが、市HPの新着情報に掲載されていません。これでは、市民への周知による注意喚起が出来ているとは、思えません。 [市回答]:感染症情報に関する市民への効果的な注意喚起が実施できるよう 今後は、市HPの新着情報への掲載や市公式 SNS の活用等にも取り組んでまいります。 ⇒添付画像B52-3。吹田市のマイコプラズマ肺炎HP。 ・回答文に「今後は～」の記述がありますが、流行時期は秋冬です。今日は、11月24日で、1か月が経過しましたが、健康医療部 地域保健課は、市HPの新着情報への掲載がされていません。 ・大阪府感染症情報センターは、8月15日に「感染者増加」の情報提供を既に提供をされています。 ⇒添付画像B52-3。大阪府感染症情報センターHP。 ・11月21日の情報では、1～14歳の感染者数が86%を占めており、速やかに、市民、保育・幼稚園、小・中学校への周知が必要と思います。 1-2)10月8日付けで、厚生労働省から保健所設置市宛てに「マイコプラズマ肺炎に関する注意喚起について」協力依頼の通知が出されています。 ⇒添付画像B52-3。厚生労働省の通知文。 ・吹田市HP「マイコプラズマ肺炎」のサイトの閲覧者数(10/23～11/22の間)を教えてください。 2)吹田市は、「感染症発生動向調査事業実施要綱」を作成されていますか？。⇒吹田市の例規集には、見当たりません。 [参考]豊中市感染症発生動向調査事業実施要綱「第1条 この要綱は、感染症の患者情報(中略)を正確に収集分析し、その結果を、市民に公開及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及び防止を図るため、(後略) ⇒添付画像B52-3。豊中市感染症発生動向調査事業実施要綱。 ※府下の他の市でも制定がされています。 3)[前回投稿(再掲)]:市のサイトには、吹田市の感染者数についての情報の記載が全くありません。 [市回答]:大阪府全域及び本市が含まれる豊能圏域の発生動向を公表しています。 ・市のサイトには、吹田市を含む「豊能圏域の発生動向」を探すことが出来ませんでした。 ⇒市HPサイトに「豊能圏域の発生動向」の推移グラフの表示または、リンク先の貼付けをお願い致します。また注意・警戒レベルの基準点の明記が有れば判断がしやすいと思います。 ⇒[参考]添付画像B52-3。枚方市の北河内ブロック推移グラフ。 ⇒[参考]添付画像B52-3。尼崎市の推移グラフ。 4)市民、保育・幼稚園、小・中学校での、園児・児童・生徒への注意喚起の教材として、図画をサイトに貼付けされると分かり易いと思います。 ⇒[参考]添付画像B52-3。茨木市図画(厚労省)。 ⇒[参考]添付画像B52-3。摂津市図画 5)後藤吹田市長様は、常々、吹田市は中核市になった事により、保健所業務が直接担う事が出来、市民にダイレクトに対応が可能…との趣旨の発言が有ります。 ⇒中核市としてのブランドの確立と定着化をお願い致します。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1-1について 御指摘の内容を踏まえ、市民への注意喚起として本市HP新着情報へ掲載しました。また、保育・幼稚園や小・中学校等関係機関には、大阪府感染症情報センターが公表する最新情報を毎週還元しており、注意喚起に努めているところです。 1-2について 10/23～11/22の閲覧数は178件でした。 2について 本市では、吹田市における要綱及び要領等の取扱基準に基づき、吹田市感染症発生動向調査事業実施要領として作成しています。また、例規集への掲載については、要綱以上のものと定められているため、掲載しておりません。 3について 御指摘の内容を踏まえ、吹田市を含む豊能圏域の発生状況が把握しやすいように、マイコプラズマ肺炎、咽頭結膜熱、水痘、手足口病の感染症情報について、府内の発生状況に加えて、ブロック別年齢別発生状況のリンクを追加しました。 4について 御指摘の内容を踏まえ、本市HPに基本的な感染症対策のページを新たに作成し、啓発媒体を掲載しました。 5について 引き続き、基礎自治体としての強みを活かし、市民に身近な保健所として業務を実施できるよう努めてまいります。	地域保健課	R6.11.25	R6.12.6

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	B61。「片山公園入口の車両進入防止用のポール取扱い・管理(危険)」について	片山公園入口(市民プール前)の車両進入防止用のポールが、車の進入時に抜かれて駐車場のフェンスに時々立てかけたままになっており、倒れると危険です。またポールを抜いた跡は、穴が空いたままで危険です。薄暮時期や夜間は特に危険。 ⇒添付画像B61-抜いたポール、穴。上:8月7日。下:11月16日。⇒公園内、体育館を見ましたが車は見かけませんでした。 公園利用者の幼児・園児・児童他の方など多くの方が通行されます。URの方の近隣スーパーへの通り道にもなっています。杖をついた通行者もおられます。夏季の市民プール利用時には特に危険です。 ⇒添付画像B61-プール前。サンダル ⇒添付画像B61-片山公園利用者-1 ⇒添付画像B61-片山公園利用者-2 ⇒添付画像B61-片山公園-夏祭り Q:片山公園を管理しておられる部署は、公園への車の進入時のポールの取外し・復元の日常の運用管理は、誰がどのようにされているのでしょうか?。また車で進入される方にどのような留意事項を指示されているのでしょうか? ポールに鍵が必要と思います。穴のケ所には、一般的には蓋がされています。再発防止のために今後どのようにされますか? ※公園を利用されている片山保育園ならびに、通勤ルートとして通行をされていると思われる市民プール、体育館、図書館の方の危険感受度を高めて頂くために供覧を願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご要望の箇所にあります車止めについては、園内立入りする関係者が取外し、取付けしてから通行するものです。危険な状態を誘発しないよう、関係先へは取付け忘れがないよう、指導いたしました。 また、車止めの鍵につきましては今年度末までの改善を図るよう努めます。	公園みどり室	R6.11.26	R6.12.6

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	B56-2。市HPの新着情報のタイトル「これからの企画展示」について	11/11に投稿。11/22に歴史博物館から回答を頂きましたが、提言、要望。 1) 11月30日にサイトが改善をされて、展示内容が分かり易くなりました。 ⇒しかし、市HPの新着情報に掲載されていません。現状では、歴史博物館のイベントに関心が有る方しかサイトを見られませんか。 折角の特別企画展であれば、また12月10日からの開催である事から、市HPの新着情報に掲載された方が観覧者の増につながると考えます。 【要望】 2) 来年は、“昭和100年”という節目の年です。吹田市で一番古い小学校は、千里第一小学校が今年、150周年を迎えました。 ⇒(案)100年前の吹田市域(現在の)の小学校・中学校の所在地の地図、画像展示。そして20年または、30年刻みでの位置の変遷図の紹介をされませんか？。各学校の当時の画像の紹介が有れば更に良いと思います。 ※現在、各小学校のHPを見ても、アーカイブが整備されていないように思えます。今回の特別展(学校)のシリーズとしての企画をお願い致します。 3) 特別館長 中牧 弘允氏が、“日本カレンダー暦文化振興協会理事長”をされている事から、カレンダーの歴史についての特別展を企画願います。 ※私は、歴史小説を読みますが、織田信長時代の小説では、○年○月○日の記述が有ります。日本がまだ全国統一がされていない時代、“和暦・年号”について、誰がいつごろ作成、そして日本全国にどのようにして伝わったのか、伝えたのか…などの企画をお願いいたします。 4) 自転車の駐輪場ならびに歩行での障がい者(含む車いす利用者)用の駐車場の整備を考えて頂けませんか？。(歴史博物館前) ⇒障がい者などへの合理的配慮について、今年の4月から民間業者に対して、法律で義務付けがされており、行政については以前から義務付けがされています。 ※障がい福祉室に供覧を願います。	市ホームページの新着情報への掲載につきましては積極的に行ってまいります。 また、展覧会の御提案につきましても今後の展覧会計画の参考とさせていただきます。 博物館1階入口近くに駐輪場及び身体障がい者手帳等をお持ちの方専用の駐車スペースがございます。身体障がい者手帳等をお持ちの方専用の駐車スペースについては当館ホームページの「バリアフリー情報」に掲載し案内しておりますので、御参照いただけますと幸いです。 吹田市立博物館「バリアフリー情報」 https://www.city.suita.osaka.jp/museum/info/1036535.html	文化財保護課	R6.12.2	R6.12.6
10	遊歩道の自転車通行(乗用)禁止の表示徹底	JR吹田～岸辺～千里丘のレールサイド遊歩道を毎日ウォーキングしておりますが、自転車通行禁止の表示看板も3～4枚しか設置されていない。車椅子の方、高齢者、幼児連れのお母さん、ベビーカーの方、多くの方が利用していますが、毎日、何の疑問も持たない人が自転車でスピード出して駆け抜けています。悲しい重大事故が発生しないうちに「自転車通行禁止」表示徹底してください。具体的には、看板よりも路面へのペイント等です。摂津市側には何の看板もありませんので吹田市と摂津市で合同で対応してください。	現地調査を踏まえ、当該道路が歩行者専用道路であると分かりやすくなるよう自転車通行禁止の路面標示を検討させていただきます。また、いただいた貴重なご意見につきましては、摂津市に情報共有いたします。	道路室	R6.11.28	R6.12.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	B42-4。【2024年改正道路交通法】自転車違反に「青切符」「赤切符」。(後略)」について	先日、吹田市営の駐輪場(有人)の前を通りましたが、【2024年改正道路交通法】に関する注意喚起の案内文の掲示が有りませんでした。 ・大阪府警が、自転車の酒気帯び摘発。罰則強化からわずか1週間で24人の報道がありました。 ⇒市民への注意喚起の管轄は、吹田警察署と考えますが、吹田市営の駐輪場の利用者への注意喚起は、吹田市がされたいかがでしょうか？ ⇒12月に入ると、忘年会シーズンになります。また街に出掛けても自転車の交通安全ルールが守られていない周知の現状。お忙しいとは思いますがよろしくお願い致します。 [参考。大阪府の「自転車マナーアップ強化月間。11月」] ⇒添付画像B42-4。大阪府-自転車マナーアップ強化月間。11月1日から11月30日 ⇒添付画像B42-4。大阪府-自転車マナーアップ強化月間。主な取組 ※取組の項目の中に、「啓発ポスター約13,000枚、リーフレット約65,000枚を市町村、警察署等を通じて配布」の記述があります。 ⇒吹田市と吹田警察署の連携がどのようになっているのか分かりませんが、ご検討願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	現在、市内の主要な自転車場内に【2024年改正道路交通法】に関する注意喚起のポスターを掲示しております。今後も吹田市内での自転車等の交通ルール遵守徹底に警察とも連携を図りながら啓発活動にも努めてまいります。	総務交通室	R6.11.25	R6.12.11
12	結婚の手助けとなる手当があっても良いのでは？	2020年から吹田市に住んでおります。 結婚を考えているのですが、吹田市では結婚に関する手当が無く、結婚出産をあまり大切にされていない印象を受けております。(令和6年度から出産・子育て応援ギフトについて始まりましたが、それでもやや弱い印象を受けました。) 少子高齢化・物価高の昨今、結婚や出産に対して手当・助成の拡充を希望しております。	結婚手当等を創設する理由としては、結婚を促進する、生活費や住居費の経済的な負担を軽減する、移住促進をするなど、自治体により様々な理由があると考えられます。 本市では結婚手当等はございませんが、本市の人口動態や課題をとらえ、保育料の第2子無償化や、子ども医療費の助成など、子育て施策に取り組んでいます。また、みどり豊かで安心安全に暮らせるまちづくりに取り組むなど、どの世代にとっても住みよいまちになるよう努めているところです。 御結婚という大きな節目を迎えられた方にとっても、手当という形ではありませんが、本市で安心して暮らしていただけるよう各種施策に取り組んでまいります。 (担当:企画財政室) 出産に関する手当等については、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援のほか、妊産婦健診の助成や産後の心身のケア等を目的とした産後ケア・産後家事支援サービスの提供などの各種施策に取り組んでいます。 今後とも、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、各種施策の充実に努めてまいります。 (担当:すこやか親子室)	企画財政室、すこやか親子室	R6.12.2	R6.12.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	公園や公園付近の道路での喫煙について	吹田市へ移り住んでみて驚いたことは道路上などでの喫煙率の高さです。 住みやすい街とのことでしたが喫煙などについて対策をお願いしたいです。 特にこの度ご連絡したのは、近隣の公園にて良く見かける喫煙の様子に残念に思ったためです。 私に子供はいませんがこんな環境は残念でなりません。 小学生や幼児が遊ぶ公園で平気で喫煙する男性が多すぎます。見かけるのはいつも男性、毎回違う方です。 公園内もですが、公園の前の道路で公園の柵に寄りかかり喫煙される方を見ることが多いです。 近くの掲示板や、公園の入り口などで禁煙など記載をお願いしたいです。 書いてなければ吸ってもいいと思っているようなのでそのような方の為にしっかり記載するのが良いのではないのでしょうか？ご対応お願いいたします。	公園での喫煙について 同様の事例は他の公園でも散見されており、他の公園利用者への受動喫煙を防止するため、これまでも看板の設置等、啓発に努めております。 今回、御連絡いただきました遊園につきましても、現地確認のうえ受動喫煙防止の啓発に努めます。 (担当:公園みどり室) 公園付近の道路での喫煙について 吹田市環境美化に関する条例では、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、駅前を中心とした市内9か所の路上喫煙禁止地区でのみ路上喫煙(立ち止まって喫煙すること含む)が禁止されています。禁止地区外における喫煙につきましては、条例違反には該当ませんが、周囲の環境に御配慮いただけるよう啓発を行っております。 今回御指摘いただいた公園につきましても、市内の公園を管理する公園みどり室と連携しながら対策を検討させていただきます。 (担当:環境政策室)	環境政策室、公園みどり室	R6.12.6	R6.12.12
14	「国旗および吹田市旗の掲揚」について。その2	[11/19投稿-再掲]三笠宮妃百合子さまが15日早朝、薨去され、大阪府庁では、吉村洋文知事が哀悼の意を表され、半旗が15日掲げられました。(後略) [11/19投稿-再掲]吹田市においても、国旗および吹田市旗の半旗の掲揚が必要と思います。 市A-11/25:市総務部 総務室の回答「令和6年(2024年)11月26日に半旗の掲揚予定でございます。」 ※11/19の投稿は、11/18時点で吹田市内の民間企業が、既に国旗の掲揚について対応をされており、吹田市の対応に疑問を感じた事によるものです。 Q1:市の回答は「半旗の掲揚予定」ですが、どのように対応をされたのか、結果を教えてください。 ※本日の投稿は、先日、吹田市の某公共施設の方の伝聞情報では、「市本庁からの通達事項は、なにも無かった」…との事によるものであり、吹田市として今後も、想定される事から、統一された方針(条例化など)が必要と思います。 Q2:吹田市は、今回の国旗の取扱いについて、市の各部局並びに下部組織(含む指定管理者)にどのように通達をされましたか?。文書規定に基づく発信記番号、発信年月日を教えてください。 ⇒添付画像-国旗・半旗(11/18の吹田市役所周辺の公共施設の国旗および吹田市旗の掲揚の状況。) 【半旗の施設】左上:吹田市保健所 【国旗、吹田市旗共に頂部(従前の掲揚)】右上:吹田市役所本庁 【国旗は掲揚せず、吹田市旗は頂部】左下:吹田市介護老人保健施設 【国旗のみ頂部】右下:図書館(旗竿方式) Q3:半旗の掲揚方法について、各公共施設にどのような指示をされましたでしょうか? 長尺のポールの場合は、対応が可能ですが、吹田市介護老人保健施設の場合、ポール長さが3m余りであり、半期にすると旗が地面に付きそうです。また旗竿方式では、半旗が不可能と思われます。 ※民間企業が対応されている事から、吹田市の品格が問われると思いますので、よろしくお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本庁舎における半旗掲揚については、従前より総務省からの要請や過去の対応事例等を踏まえ、市として弔意を示す必要があるかを総合的に判断した上で実施しています。 このたびの半旗掲揚に関しては、本年11月18日付け総務省通知に従い、本庁舎において11月26日の開庁時間に半旗を掲揚することとしました。 これに伴い、旗掲揚台等の設備を有する施設管理者に対しても、可能な限り同様の対応をしていただくよう依頼するものとして、11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)により全庁通知を行ったものです。	総務室	R6.12.10	R6.12.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	『戸別避難計画』作成提出について	先般、送付されました『戸別避難計画』作成提出につきまして、問題提起したく思っております。 郵送確認送付前に事前確認されていない様に感じました。 ●本件提出の意味は？明確に通知して欲しい。 ●避難場所、計画はそもそも市が主導で指示してくれるものでは無いのか？ ●避難のタイミングは確認するのではなく、指導すべきでは？ ●緊急連絡先は氏名、住所だけ確認しても連絡付くまでに時間がかかるのでは？連絡先、電話番号を確認すべきでは？ 形だけの確認アンケートにしかになっていない様に思います。改善をお願い致します。 なお、本件回答は本文を掲載の上返答をお願い致します。何に対しての返答かが確認できませんので。	個別避難計画を作成し、市に提出いただくことで、災害時に消防、警察等の関係機関に個別避難計画の情報を提供し、安否確認や避難誘導等に活用すること、また、平常時には避難支援等の実施に必要な限度で、本人や地域の避難支援者でその情報を共有し、支援方法等を確認し合うことで、災害時により実効性のある避難行動や避難支援につなげることを目的としています。 本市では、平常時のうちに避難行動に関する情報を整理し、準備を進めていただくことで、災害時に迅速な避難行動につながると考えており、あらかじめ自ら確認しておいていただくために個別避難計画の作成の取組を進めています。避難所として市内の小中学校や地区公民館等を指定していますが、避難所だけでなく、状況によっては、知人宅や在宅避難として自宅も避難場所として想定されます。安全性や行きやすさ等を考慮し、あらかじめご本人で避難場所の候補を確認いただくものです。 災害時要援護者の方については、基本的には、市から住民に対する避難情報として、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された時に、危険な場所にいる人は速やかに避難行動をとっていただく必要があります。この設問は、自治体が発令する避難指示等よりも先に大雨警報等の防災気象情報が発表された時に、避難することを決めておられる場合なども想定されることから、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、ご記載いただくものです。 緊急連絡先は、氏名(フリガナ)、関係、住所・連絡先の記載項目があります。住所・連絡先の箇所には、ご住所及び連絡先(電話番号)の記載をお願いしています。記入例をご参照ください。 個別避難計画に関しまして、制度の周知や理解促進が進むよう市民の方向けの作成勉強会を開催するなど、引き続き取組の推進に努めてまいります。	福祉総務室	R6.12.2	R6.12.16
16	末広公園について	今回は、末広公園につきまして、大通り側の出入り口におきまして、横の店舗が入る建物に面し、公園と仕切っている少し小さめの柵におきまして、長年の劣化なのか、汚れや破損等が目立ってきているように見えましたので、念のためと思いご連絡しました。一応、調査、対応の程宜しく願います。	ご指摘いただきました末広公園の柵について、調査させていただきました結果、老朽化は見られますが、ガタツキもなく、直ちに補修を要する状況ではありませんでした。 今後定期的に経過観察してまいりたいと考えております。 また何かお気づきの点がございましたら、ご連絡いただきたく存じます。	公園みどり室	R6.12.9	R6.12.16

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	ニコチン・ヘイヴン吹田6	市内で健康増進法違反を5件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 店内に灰皿が設置されているの見かけました(写真参照)。健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 (2) ○○ 喫煙室が店内に設置されているようであったが、店及び喫煙室のそれぞれの出入口に適法な標識が掲示されていない(写真参照)。是正を指導願います。 (3) ○○ 1階の車庫内に赤い灰皿が設置されているの見かけました(写真参照)。健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 (4) ○○ 駐輪場に赤い灰皿が設置されているが、屋根があって3方向を壁に囲まれている(写真参照)ので屋内だと考えます。健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。灰皿のすぐ上の貼り紙には、通行人への受動喫煙に注意するようにみたいにかかれていますが、どう考えても受動喫煙が防ぎようのない場所でもあります。 (5) ○○ 店内に灰皿が設置されているの見かけました(写真参照)。健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 通報を受け、当該店舗の現地確認を行い、店舗内の灰皿を撤去するよう指導しました。 2)について 通報を受け、当該店舗に連絡し、喫煙専用室及び店舗の出入口に標識を掲示するよう指導しました。 3)について 通報を受け、当該ビルの現地確認を行い、灰皿が設置されている場所は屋内に該当する場所であったため、灰皿を撤去するよう指導しました。 4)について 通報を受け、当該事業所の現地確認を行い、灰皿が設置されている場所は屋内に該当する場所であったため、灰皿を撤去するよう指導しました。 5)について 通報を受け、当該店舗の現地確認を行い、店舗内の灰皿を撤去するよう指導しました。	健康まちづくり室	R6.12.11	R6.12.16
18	旧市民病院の建物について	標記の件、市立吹田市民病が岸辺に移転して5年以上が経過していると存じますが、旧市民病院の建物はそのままとなっております。建物の解体及び跡地の利用について、吹田市の方針をご教示願います。	旧市民病院の土地及び建物については、本市ではなく地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下、市民病院)が所有しております。市民病院では当該跡地については売却の方針で過去に公募を実施しましたが不成立となった経過があり、現在は課題を整理し再度の公募に向けて検討を進めているところです。本市としても地域のまちづくりの観点から市民病院と協議を行っております。	健康まちづくり室	R6.12.6	R6.12.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	B63。「特定医療費(指定難病)受給者証の更新」について 提言	12月2日に市HPに掲出されたタイトル「特定医療費(指定難病)」についての疑問、提言。 1)市HPへの掲出が、“難病”のサイト内であり、市HP(Top頁)の新着情報には、掲出されていません。 ⇒これでは、当事者が締切日など関心を持っておられたら、当該のサイトを開かれると思いますが、後期高齢者や認知能力が低下しておられる方、若年者の保護者、他市からの転入者の事を考えると周知がされているとは思えません。 ⇒健康医療部 地域保健課は、当該者および関係者の事を考えれば、市HPの新着情報に掲出すべきだと思います。 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-吹田市 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-新着情報。 12月2日に掲出なし。 ※受付期間が令和6年7月1日からであり、7月1日の市HP(Top頁)の新着情報には、掲出されていました。 ⇒12月2日に市HPに掲出されるのなら、7月1日の新着情報に掲出された時と同様にされるべきだと思います。またタイトルが、“特定医療費(指定難病)”であり、内容が分からず、周知不足の恐れがあります。⇒クレーム対応が生じる可能性が有ります。 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-新着情報。7月1日掲出。 2)サブタイトルの“受給者証の更新が始まります”は、間違っています。 ・受付期間が:令和6年7月1日～令和6年12月27日である事から、時期的には、「受給者証の更新申請受付の終了が近づいてきました」に訂正が必要。 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-豊中市 ※豊中市のサイトには、【注意】12月末の受給者証をお持ちの人で、上記受付期間に更新申請を行わない場合は受給資格がなくなります。(後略)の補足説明が有ります。 ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	12月2日の更新につきましては、文言等の修正を行いました。内容に大きな変更がなかったため新着情報への掲載はせず、日付が更新されたものです。なお、ご意見をいただきました件につきましては、更新申請受付の期間終了がせまる時期の更新にもかかわらず、全体の内容等の精査が足りないままに更新を行った点は、確認が不足していた部分であり改めて確認させていただきます。これからも必要な時期に適切な表現で案内等ができるよう努めて参ります。	地域保健課	R6.12.12	R6.12.17
20	〇〇様(吹田市国民健康保険課・納付グループ内)に関する、真摯なご対応につきまして。	吹田市役所健康医療部・国民健康保険課内、納付グループに居られます、〇〇様(男性職員様)に関しまして、真摯なご対応への感謝とその旨を、是非お伝えをさせて頂きたいと思い、此方へ記載させて頂きます。 此方の疑問点やそれ等に関する内容につきまして、ご対応が細かな箇所まで、とても親切・丁寧であり、また、不明点等にも、明瞭詳細なご説明を頂きました。 初めてやり取りをさせて頂いた際から、余す事が無く親切であり、誠意が伝わるご対応を、〇〇様にして頂きました。 普段から何方にもこの様な対応をされているのだらうと思い、真摯な姿勢にて職務を全うされている事実を知って頂きたいと思い、〇〇様に、感謝のお気持ちと共に、お伝えが届いて欲しい思いでございます。	この度はあたたかいお礼のメールを頂きまして誠にありがとうございました。 対応が少しでもお役に立てたことを大変うれしく思います。 市民の皆様に対して丁寧な対応を心がけることで、今後も皆様に信頼される市民サービスを提供できるよう努めてまいります。 また先日送付させていただいた書類一式ですが、特定記録郵便で配達完了したことが確認できました。 内容についてご不明な点がございましたら、お手数ですが国民健康保険課まで連絡いただきますようお願いいたします。	国民健康保険課	R6.12.13	R6.12.17
21	江坂公園でのイベント	休日に江坂公園内で行われるイベントで、バンド演奏やマイクを使って歌唱することが多くなってきたように感じますが、近隣のマンションに住んでいてかなりイベント時の騒音に悩まされています。 地上を歩いている時よりも、高層階に上がってきた時の方が煩わしく感じます。 もう少し音量や歌の内容などご配慮いただけると有り難いです。	指定管理者より回答させていただきました。	公園みどり室	R6.12.16	R6.12.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	B62。「特殊詐欺に注意」について	11月21日に市HPに掲出されたタイトル「特殊詐欺に注意」についての提言、疑問。 1)「特殊詐欺に注意」についてのチラシの掲示が、市の公共施設(公民館他など)やスーパーの掲示板から、6月頃から全く見ません。何故、取外しの通知をされたのでしょうか？ ・11/19の報道。大阪府警、今年府内で発生した9月末時点での特殊詐欺事件の件数は1,966件。被害額は43億円あまりで、昨年同時期を約16億円上回っている。 ・吹田市の特殊詐欺件数(1～10月)は、大阪府下でワースト2位で106件。大阪府警情報。 ⇒市HPでは、「吹田市特殊詐欺集中対策本部」を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。…の記述に違和感が。 ⇒対策本部長は後藤市長と思いますので、関係各課にどのような指示をされているのでしょうか？ 2)市HPに防犯機能付き電話機を採用された方のアンケート結果(令和5年度購入補助申請者957人)を初めて見ました。 ・サイトの内容を更新されたのであれば、タイトルに補記「特殊詐欺に注意(アンケート結果を追加)」されたら市民のクリック増が期待出来るかも…。 ※現状では、タイトルが最初から同じで変化が無ければ、市民への訴求力が弱いです。 ⇒サイトの閲覧件数(4～11月)を教えてください。 3)11/18の市HP「防犯機能付電話機等購入補助」のサイトには、アンケート結果のグラフの記載がありません。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。	1)について チラシの掲示については配架場所や期間は各施設のご判断にお任せしており、取外しの通知をしたものではありません。 「吹田市特殊詐欺集中対策本部」を設置し集中的に対策する期間は令和5年(2023年)12月31日で終了しております。 終了後は関係各室課で対策を継続し、市民総務室では特殊詐欺に関する最新事例の提供や防犯機能付電話機等の普及に向け高齢者の集まる場、高齢者を対象とした事業の中で周知啓発を行っています。 2)について 更新したことがわかるようにタイトルに「令和5年度防犯機能付電話機等購入補助申請者を対象としたアンケートの結果を掲載しました。」を記載しトップページの「新着更新情報」に表示されるように編集しました。 サイトの閲覧件数(4～11月)については1,268件でした。 3)について 「防犯機能付電話機等購入補助」のサイトにもアンケート結果を掲載しました。	市民総務室	R6.11.26	R6.12.19

令和6年度（2024年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	新型コロナワクチン後遺症患者救済についての提案	予防接種健康被害救済制度について、奈良県や春日井市のようにホームページや幅広い広報媒体で分かりやすく案内する事。 予防接種健康被害救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、希望者に案内を配布、ホームページや幅広い広報媒体で周知する事。 市内全ての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんに、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出す事。 病院用に「受診証明記載マニュアル」を作成しホームページ広報で案内する事。また作成したマニュアルを医師会、各病院に分かりやすく案内、周知する事。 ワクチン接種記録の保管期限延長、若しくは接種者手帳の発行を国に働きかける事。 市内の小中学校に通う、ワクチン健康被害の児童・生徒に対する、教育を受ける機会の保持の為、被害を把握するための調査を行い、各学校に体調不良で通えなくなった子供にオンライン授業を検討したり、出席日数に関して、診断書がある場合出席停止扱い等を検討したり、進級卒業に関し柔軟な対応を行うよう各学校に通知する事。 ワクチンによる健康被害によって職を失った方、体調不良による再就職の難航者に対する生活の救済の為、調査を行い必要な処置を行うよう、国に働きかける事。	1つ目について 本市においては、新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン定期予防接種対象者である高齢者には、予防接種健康被害救済制度の案内を含めた個別通知を行いました。 また、市報、ホームページへの掲載やSNSを通じた案内に努めています。 (担当:地域保健課) 2つ目について ホームページには健康被害救済制度のページを作成し、申請に必要な書類や記入例を記載するなど、丁寧な対応に努めています。 また、保健師等を配置し、症状等の聞き取りや医学的な相談ができる体制を整え、健康被害救済制度の申請を希望される方には、必要となる書類や申請用紙の記入方法などの説明も行っています。 (担当:地域保健課) 3つ目について 接種協力医療機関に対しては、定期予防接種の接種前には効果や副反応、健康被害救済制度等の説明をし、本人の同意を得たうえで接種するよう周知しています。 また、国からの情報が発出された場合や周知等が必要な場合は、医療機関等に周知しています。 (担当:地域保健課) 4つ目について 接種協力医療機関に対しては、定期予防接種開始前に「予防接種ガイドライン」及び「予防接種マニュアル(本市作成)」を配布し、予防接種健康被害救済制度を含めた丁寧な制度説明及び情報提供に努めています。 (担当:地域保健課) 5つ目について 予防接種記録のデータ管理、活用の在り方については、国の審議会において議論されているところであり、本市としてもその議論を注視しています。 また、接種記録の保管期限延長については、大阪府を通じて、国に要望しています。 (担当:地域保健課) 6つ目について 予防接種による健康被害が生じた際には、迅速に予防接種健康被害救済制度を活用できるよう、申請のサポートとして、保健師等の配置により丁寧に対応するとともに、個別の健康相談にも応じています。被害を把握するための調査については、児童・生徒に対する個人情報保護の観点から実施は困難です。 (担当:地域保健課) 学習用端末を活用し、本人、保護者と相談のうえ、各学校での授業をオンラインで配信することができるよう環境を整備しております。 (担当:教育センター) 出席停止の取扱いにつきましては、学校教育法第35条及び学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条・第20条・第26条及び第46条による入院の場合と定めており、新型コロナワクチン後遺症の児童・生徒の欠席につきましては、出席停止には当たらず、現時点で、その取扱いに対する検討には至っておりません。一方で、市立小・中学校において、出欠状況が、直接進級及び卒業に影響を与えることはありません。 (担当:学校教育室) 7つ目について 予防接種健康被害による生活救済のための必要な施策については、国の責任の元で実施すべきものであり、引き続き、国から出される情報を注視し、市民に対して必要な情報提供に努めます。また、国への要望については、社会状況を見ながら判断していきます。 (担当:地域保健課)	地域保健課、学校教育室、教育センター	R6.12.9	R6.12.19

令和6年度（2024年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	B60-2。「資源物の持ち去り禁止合同パトロール実施結果」について	11/25に投稿。12/3に環境部事業課から回答を頂きましたが、疑問、提言、要望。 [11/25投稿-再掲]関東圏で8月頃から闇バイト強盗が多発。犯行時間帯も深夜から早朝。吹田市でも会社事務所に窓ガラスを割って侵入した事件がありました。 ・吹田でも、市民の話題の中で闇バイト強盗の話が増えて不安が増えています。ホームセンターでは、防犯用品の品切れも。 ⇒資源ごみの持ち去りについて、時間帯が深夜・早朝であり、不審な音がすると不安になります。 [市回答-12/3] ・深夜早朝の持ち去りを防ぐため、市民の皆様には、ごみは収集日当日の朝にお出しいただくようホームページや分別びょう等でご協力をお願いしております。 Q1: 回答文に“ごみは収集日当日の朝に…”の記述がありますが、市HPの“ごみの出す時間”には、“収集日当日の午前8時まで”に、所定の場所へ”の記述のみであり、“当日の朝に…”の記述は、ありません。 ⇒「資源ごみは、前日に出すのは控えて、当日の朝に出すようにしてください。」…の意味には、受取れません。 ⇒添付画像B60-2。収集日当日の午前8時まで ・市HPの“ごみの出す時間(当日の午前8時まで)”の項目には、燃焼・資源・大型・小型複雑ごみの全てが対象になっており、市民には周知がされていないと思います。 ⇒資源ごみ、小型複雑ごみや自転車、電子レンジなどの金属類などは、“収集日当日の朝に出して頂き、午前8時まで”に、の追記が必要だと思います。 Q2: 市HP“環境・ごみ・リサイクル”内の約30項目の右下の“資源物の持ち去り禁止”のサイトの中に、“7 市民の皆様へのお願い”に関連した記述があります。 ⇒これでは、市民の目に殆ど触れないと思います。市HPの“ごみの出す時間(当日の午前8時まで)”のサイトの内容を含めて、当日の朝にごみ出しを…について、市民の目に触れるように、サイトの見直しが必要だと思います。 ⇒添付画像B60-2。環境・ごみ・リサイクル⇒資源物の持ち去り禁止 ⇒添付画像B60-2。資源物の持ち去り禁止 共働き世帯や幼保世帯の園児の送りなどで、難しい面もありますが、可能な範囲で市民の協力を得て、当日の朝のゴミ出しを進めて頂けませんか。 ・市HPの“資源物の持ち去り禁止”のサイトの閲覧数(8月～回答日迄)を教えてください。 Q3: 市回答文に“分別びょう等でご協力をお願いしております。”は、見つける事が出来ませんでした。 ⇒記載箇所を教えてください。 ⇒凶悪な犯罪が増えている現状の中、市民の不安そして犯罪を少しでも減らすためにも、市民への周知を、市HP・市報・自治会の回覧など、速やかにお願い致します。 Q4: 環境部の職員で、吹田市に居住されている方の地域の資源ごみ(含む市自転車、電子レンジなどの金属類)の出し方が、当日の朝…の状況把握をされませんか？ ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	Q1、Q2、Q4につきましては今後の参考にさせていただきます。 また、市HPの“資源物の持ち去り禁止”の閲覧数については広報課担当となりますが、確認しましたところ8月から12月16日までに393件とのこと。 Q3につきましては、ごみの分け方12種分別のビラ上部に収集日当日の朝8時まで、決められた場所に分別し、ごみを出してください。と記載しております。	事業課	R6.12.16	R6.12.20
25	府営吹田藤白台住宅3棟付近での歩きタバコについて	8月6日7時21分頃、府営吹田藤白台住宅3棟からゆらら藤白台に向かって作業着姿で白いヘルメットをかぶった長髪の男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
26	藤白台1丁目バス停付近での歩きタバコについて	8月15日13時58分頃、藤白台1丁目バス停付近で上下青のランニング風、サンダル姿、モンエナ所持の30～40代くらいの男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
27	北千里のアルカ付近での歩きタバコについて	8月19日11時10分頃、北千里のアルカ付近で上は灰色と白、下は青で、カバンは青、靴は茶色で白髪の50～70代の男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	北千里からピアノ池に向かう市道西側での歩きタバコについて	8月24日14時15分頃、北千里からピアノ池に向かう市道西側で上は黒、下は灰色で、FILAの白靴下、スニーカー、灰色のカバンの40～60代の男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
29	ピアノ池から北千里に向かう市道西側での歩きタバコについて	9月1日7時52分頃、ピアノ池から北千里に向かう市道西側で上は黒、下は灰色で、帽子が黒、ナイキの黒スニーカーの20～30代の男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
30	JR吹田駅3番バス乗り場での歩きタバコについて	9月17日12時33分頃、JR吹田駅3番バス乗り場で上は緑、下は黒で、緑のカバンの60～80代の白髪男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
31	北千里駅バス降り場付近ベンチでの喫煙について	9月21日6時19分頃、北千里駅バス降り場付近ベンチで上はタンクトップの青、下はピンクで白靴下の10～20代の男がベンチが禁煙地区なのに喫煙をしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
32	北千里駅のサイゼリヤ近くでの喫煙について	9月29日17時23分頃、北千里駅のサイゼリヤ近くで上は黒、下は青で青のリュックで黒の帽子の60～80代の男が禁煙地区なのに喫煙をしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
33	北千里駅の公社2棟付近での喫煙について	10月8日12時48分頃、北千里駅の公社2棟付近で上下青の作業着でリアボックスが白の自転車所持の30～50代の男が喫煙をしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	阪急山田駅改札前のセブンイレブン付近での喫煙について	11月1日10時19分頃、阪急山田駅改札前のセブンイレブン阪急山田駅前付近で上はチェックの白黒、下は黒で紙袋所持の60～80代くらいの男が禁煙地域で喫煙していた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
35	府道119号の北消防署手前付近での歩きタバコについて	11月7日6時24分頃、府道119号の北消防署手前付近で上は緑で黒のライン、下は灰色の50～70代の男が歩きタバコをしていた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
36	府営吹田藤白台3棟付近での歩きタバコについて	11月23日17時06分頃、府営吹田藤白台3棟付近で上下は黒の30～60代の男が歩きタバコをしていた。一度はその場を離れたが数分後またゆらら方面から同じ道を下って歩きタバコしながら歩いてきた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
37	北千里駅の公社2棟付近での歩きタバコについて	12月6日13時05分頃、北千里駅の公社2棟付近の工事現場のカラーコーン付近で2人が喫煙。一人は上は赤、下は黒、帽子は白でメガネの40～60代の男が喫煙をしていた。連れの上下黒、40～60代の男も喫煙をしていた。2人にはもう一人仲間の女がいた。 職員の巡回強化、歩きタバコ禁止の周知徹底をお願いします。 合わせて北千里駅にはベンチもあり喫煙者が多いので禁煙の張り紙の強化をお願いします。(内容は近隣から苦情が殺到しているので禁止でお願いします。ただの禁止では効果がありません)	ご指摘いただいているとおり、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てが禁止されており、市内9か所の路上喫煙禁止地区では公共空間における喫煙自体が禁止されております。 今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。	環境政策室	R6.12.10	R6.12.24
38	歩道での呼び込み・声掛け	〇〇様の前の駐車場にて最近、昼間の営業開始した弁当屋さんですが、目の前の歩道に出てきて歩行者への呼び込みを行っており、通行の妨げや大声で迷惑しています。 歩道での呼び込みに許可を出していますか？	令和6年12月23日付けで現地確認しましたが、お問合せいただいた状況を確認できませんでした。なお、歩道における呼び込み等の道路使用許可については吹田警察署が許可を行うもののため、吹田警察署に情報提供させていただきました。今後、通行の妨げになっている際は110番通報してくださいと回答がありました。	道路室	R6.12.20	R6.12.24
39	能登半島地震の黙祷について	来年元日で、能登半島地震から1年が経ちます。 そこで提案ですが、能登半島地震で死んでしまった人を追悼するため吹田市が元日に営業している商業施設や娯楽施設で、来年の元日夕方4時10分になったら黙祷を呼びかける店内放送を流すよう要請することはできませんか。 また、防災無線で、能登半島地震の黙祷を呼びかける放送を流すことはできませんか。	能登半島地震で亡くなられた方々への追悼する気持ちは深く理解いたします。本市では、能登半島地震で被災した自治体の支援を行うとともに現地で節目ごとに追悼をまいりました。 しかしながら、黙祷の要請につきまして、商業施設や娯楽施設は各施設の判断で運営しており、平時において本市から運営等に関する個別要請を行うことは、施設の運営に影響を及ぼす可能性があることから難しい状況です。また、防災行政無線は、災害時における緊急放送や訓練放送を目的として運用しており、目的外の運用は市民の混乱を招く恐れがあることから行うことができません。ご理解いただきますようお願いいたします。	危機管理室	R6.12.9	R6.12.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	千里丘つくし野遊園のボール遊びについて	件名の件にて、防犯カメラ設置、遊園内の外灯を点灯させないこと、遊園入口にサッカー、野球禁止看板設置、遊園内自転車乗り入れ禁止、等、遊園ですべてにおいて、ボール遊びを禁止するように訴えてきたのに、10月16日の返事以来、何も対策がされていないし、連絡もきておりません。現在も毎日のように小学生、中学生がサッカー、野球をしており、また、ネットを超えて車に当たるのか？不安で仕方ありません。近くにある千里丘北公園では入口にサッカー、野球禁止看板が設置しており、ボール遊びをしているところをみたことがないです。昔はやっていたため、家側には大きなネットが設置しており、それを超えることはないと思いますが、つくしの遊園は場所が大きく、ネットも低いため、思いっきり打つ、蹴るなどすれば、ネットを超えてきます。現に何回も超えて車に当たっています。早急にさらなる対策をお願いします。それと継続的にこちらに連絡していただけますか？何回もこの場で警告をしていますので、よろしくお願いします。配布文書についてもどうなっているのか？まったく連絡がありません。どういう対応になっているのか？早急に連絡をお願いします。	公園は市民にとって必要な施設ではありますが、隣接住民の方が過度な負担を負うべきものでもないと考えております。千里丘つくし野遊園のボール遊びの件につきましては、お話しさせて頂きました方向で、これからも対応していきたいと考えております。	公園みどり室	R6.12.11	R6.12.25
41	B64。「年末年始の市役所業務案内」のサイトの更新が必要	標題のタイトルのサイトの更新年月日が、令和5年12月18日であり、昨年度の内容です。 ・他市では、市HPの新着情報に掲出がされており、吹田市に於いても急病時に受診できる医療機関などの情報、ごみ収集日の情報など、速やかに市HPに掲出が必要です。 ⇒添付画像-B64。年末年始の市役所業務案内 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	年末年始の市役所業務案内のページは例年12月中旬に更新しており、R6年度においても12月13日に更新しています。	広報課	R6.12.13	R6.12.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42	「国旗および吹田市旗の掲揚」について。その3	12/9に投稿。12/13に回答を頂きましたが、疑問点があります。お忙しいところ申し訳ありませんがよろしくお願い致します。 [12/9投稿-再掲]Q2:吹田市は、今回の国旗の取扱いについて、市の各部局並びに下部組織(含む指定管理者)にどのように通達をされましたか？。(後略)。 市A-12/13:市総務部 総務室の回答「半旗掲揚に関しては、本年11月18日付け総務省通知に従い、本庁舎において11月26日の開庁時間に半旗を掲揚することとしました。」 Q1:総務省自治行政局HPの新着情報に掲載が有りませんでしたので、11月18日付け総務省から吹田市への通知文書(PDF)を回答文に添付をお願い致します。 市A-12/13:市総務部 総務室の回答「これに伴い旗掲揚台等の設備を有する施設管理者に対しても、可能な限り同様の対応をしていただくよう依頼するものとして、11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)により全庁通知を行ったものです。 Q2:前回12/9の投稿は、吹田市の某公共施設の方の情報では、「市本庁からの通知事項は、なにも無かった」…との事によるものであり、吹田市は、本庁以外の下部組織の公共施設(含む指定管理者)への通知がされる内容となっていましたのでしょうか？。 ・11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)の通知文書(PDF)を回答文に添付を、お願い致します。 Q3:国旗については、総務省通知に基づいて対応をされていますが、吹田市旗については回答文に記載が有りませんでしたので、下部の公共施設に対してどのような内容を通知されましたのでしょうか？。 ・国旗、市旗の取扱いは、個人的には吹田市の業務運営の中で、基礎部分の一つと考えておりますので、よろしくお願い致します。 [12/9投稿-再掲]Q3:半旗の掲揚方法について、各公共施設にどのような指示をされましたでしょうか？ Q3:弔意を表すために、半旗の他に弔旗の掲揚方法がありますが、11月21日付け総務部長通知には、記載がされていたのでしょうか？。回答文に有りませんでしたので再投稿です。	1 通知文書の公開 御依頼いただきました、令和6年11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)及び令和6年11月18日付け総務省通知につきましては、公開請求の対象となる文書であるため、公文書公開請求の手続きを行っていただきますようお願いいたします。 請求方法等の詳細につきましては、本市ホームページ「公文書公開請求の手続き」を御覧ください。 (ホームページアドレス) https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019072/1019073/1026981.html 2 半旗掲揚に係る対応 この度の半旗掲揚につきましては、総務部長通知により各施設管理者に対して依頼しているものであり、指定管理施設においても各施設を所管する部署を通じて情報共有が図られているものと認識しています。 また、弔意の表明につきましては、本市では従前より半旗掲揚によるものとしており、同通知には市旗、宣言旗を含んで半旗掲揚を行う旨を記載しています。	総務室	R6.12.16	R6.12.25
43	B62-2。「特殊詐欺に注意」について⇒回答が未だです。	11月26日に投稿しました標題のタイトルについての回答が、未だ頂いておりません。 市民の声の投稿窓口である市民総務室は、日常管理をどのようにされていますか？	回答が遅れ申し訳ございませんでした。12月19日(木)付で回答させていただきました。 市民総務室広聴担当では、回答期限までに回答ができていない所属に対しては、回答の催促をし、期限内の回答となるよう努めております。	市民総務室	R6.12.18	R6.12.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	吹田市営住宅管理センターへの件	吹田市営岸部中南に住んでおります。 玄関前に7割程度の住民が子供用自転車や、ベビーカーや、スケートボードや宅配ボックス等を置いております。私も悪気なくベビーカーを置いておりました。 すると、突然職員が自宅にやって注意を受け、ベビーカーをその場の中に入れました。しかし、注意するのはうちの自宅だけでした。他の住民は注意された事がないとの事で、今でも7割程度の住民が外に私物を出しております。なぜうちだけだめなのか？を吹田市営管理センターに問い合わせましたが、もう1ヶ月ほど返信がなくこちらに問い合わせしました。本当になんで我が家だけ注意を受け、他の住民は良しとされているのか理由が知りたいです。あと、吹田市営住宅管理センターの問い合わせに返信がないのはいかながなものかと。	この度は住宅管理センターの対応により不快に感じられたことについて、お詫び申し上げます。 お問合せ内容について、事実関係を市営住宅管理センターに確認しました。 今回メールをいただいてから、回答に1か月以上かかってしまっていることについては、市営住宅管理センターが回答を失念していたとのことでした。あってはならないことであり、至急の回答を行うよう指導し、今後このようなことが起らないよう注意を行いました。 御意見、御質問をいただきました、〇〇様への対応につきましては、別途市営住宅管理センターより回答がありますので、そちらを御確認ください。その際の話の進め方や接遇に問題があり、不快な思いをさせてしまいましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。 吹田市より市営住宅管理センターに対し、公平公正な入居者対応に努め、業務改善やチェック体制を見直し、誠実に対応するよう、指導を行ってまいります。今後も市営住宅の適正管理に努めてまいりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。	住宅政策室	R6.12.18	R6.12.26
45	B65。「医療従事者による2年に1度の届出(三師届、業務従事者届)」について市HPに掲載が必要	標題のタイトルについて、吹田市が提唱された“NATs”の内、吹田市を除く、西宮市・尼崎市・豊中市が各市HPに12月に掲出され、対象者に周知されており、吹田市に於いても市HPに掲出が必要と思います。 ・日本国内に居住の医師、歯科医師、薬剤師の方および、業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の方は、2年に一度、12月31日現在の住所地、業務従事場所等を届け出ることが法律により義務づけられています。 ・令和6年は届出が必要な年となりますので、期日(令和7年1月15日)までに届出が必要。 ※吹田市のHPで検索しましたが、ヒットしませんでしたので投稿致します。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。	医療従事者の届について、市内各病院、診療所、薬局等に届出書を送付し、協力依頼を行ったところですが、ご指摘のとおり吹田市ホームページでも周知に努めます。	保健医療総務室	R6.12.13	R6.12.27
46	B66。「税務署では令和7年1月から、収受日付印が押なつされなくなります」について	【国税庁】令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。 ・1月になると、確定申告の準備をされる方がおられます。他市の中には、既にHPに掲載されています。 ⇒吹田市に於いても、市HPへの掲出が必要と思います。 ⇒添付画像B66。国税庁HP ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	国税庁・国税局・税務署における令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつを行わないことにつきましては、市報すいた令和7年2月号で令和6年分の確定申告の特集の中で関連記事掲載を予定いたしておりますとともに、当市ホームページで関連情報掲載を予定いたしております。	市民税課	R6.12.18	R6.12.27

令和6年度（2024年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	B67。「全国で1万人超え…感染者数急増する『梅毒』」について	12月13日に標題の報道がされましたが、吹田市のHPでは、7月31日に“HIV・性感染症(梅毒・クラミジア)検査”。そして12月16日に“妊娠前からの健康づくり”のサイトが掲出されていますが、いずれも市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ⇒これでは、関心がある方以外の市民への周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市(7月31日) 1)検査日が12月13日なのに、HPへの掲出日が7月31日であり、掲出時期・方法(再掲)に工夫が必要。 ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市。新着に無し(7月31日) ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市。妊娠前からの健康 ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市。妊娠前から。新着に無し(12月16日) ・尼崎市(12/16HP)。豊中市(11/28市報)。高槻市(12/12HP)。摂津市・茨木市は市報で検査の周知がされており、吹田市に於いても市民への周知が必要と思います。 ⇒添付画像B67。梅毒-大阪府HP 2)健康医療部 地域保健課および児童部 すこやか親子室は、吹田市がエイズ予防週間実行委員会のメンバーでもあり、市民への周知をお願いします。 3)健康医療部 地域保健課および児童部 すこやか親子室は、大阪府の「梅毒」(梅毒報告者数の年間推移グラフが有り)についてのサイトのリンクを貼付けされませんか？ ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 地域保健課「HIV・性感染症(梅毒・クラミジア)検査」のページは、直近では令和6年12月16日に更新しておりましたが、更新日の設定漏れにより変更できていませんでした。今後、情報を更新する際には、気をつけてまいります。 また、市民への周知が必要な場合につきましては、新着のお知らせに掲載するとともに、市公式SNSや本庁舎のデジタルサイネージ等を活用し、広く情報発信に努めてまいります。なお、HIV・性感染症検査の市報への掲載については、6月の検査普及週間及び12月の世界エイズデーの周知と合わせて行っているところでございます。 (担当:地域保健課) すこやか親子室が作成する「プレコンセプションケア～妊娠前からの健康づくり～」のサイトは、妊娠前の健康管理に関する望ましい生活習慣等の正しい知識の啓発を目的としており、梅毒検査日を含む梅毒に関する情報は本市地域保健課の「HIV・性感染症(梅毒・クラミジア)検査」サイトリンクを掲載し、関心のある方が閲覧できるようにしております。 (担当:すこやか親子室) 2について エイズ予防週間実行委員会とは、大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課内に事務局を設置し、大阪府、政令市及び保健所設置市が連携を図りながら、エイズに関する啓発活動を行うための組織でございます。令和2年4月の中核市移行後、本市では健康医療部地域保健課が委員として活動に参画しています。御指摘の内容を踏まえ、本市地域保健課の「HIV・性感染症」及び「HIV・性感染症(梅毒・クラミジア)検査」のホームページに当該実行委員会の説明を掲載いたしました。 (担当:地域保健課) エイズ予防週間実行委員会には、本市では健康医療部地域保健課が委員として活動に参画しており、担当所管の本市地域保健課が一括して市民への周知も行います。 (担当:すこやか親子室) 3について 御指摘の内容を踏まえ、本市地域保健課「HIV・性感染症」のホームページに大阪府の梅毒感染者数の年間推移グラフ等のリンクを掲載いたしました。 (担当:地域保健課) 御指摘の内容を踏まえ、すこやか親子室が作成する「プレコンセプションケア～妊娠前からの健康づくり～」のサイトに本市地域保健課が作成する「HIV・性感染症」のリンクを掲載しました。そのサイトには大阪府の梅毒に関するサイトのリンクが掲載されており、関心のある方が閲覧できるようにいたしました。 (担当:すこやか親子室)	地域保健課 すこやか親子室	R6.12.19	R6.12.27
48	北の町遊園のゲートボールによる占有に対する苦情	北の町遊園(吹田市垂水町1丁目54)の老人による、ゲートボールによる全面占有で、1歳過ぎの幼児が公園で安全に遊ぶことが出来ません。午前中の暖かく、気候の良い時間に占有するため、公園の公共性が保てていません。子供が利用できる範囲がゲートボールにより制限され、子供の安全に影響を及ぼすため、ゲートボールを利用禁止にして頂く処置をお願いします。	公園は皆さんで譲り合って使っていただくのが原則で、ゲートボールを利用禁止にすることは出来ませんが、様々な年代の方がお互いに譲り合いながら利用していただくよう、啓発を図ってまいります。	公園みどり室	R6.12.25	R6.12.27